

網走市空家等対策計画 新旧対照表

新	旧
<p>第3章 空き家等対策における施策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 対象とする空き家等の種類</p> <p>空家等対策計画の対象とする空き家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」(法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。)とします。</p> <p>なお、市が所有又は管理する空家等についても、除却後の跡地又は増改築等の後の建築物を地域活性化のために利用する場合は、計画の対象とします。</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>第3章 空き家等対策における施策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 対象とする空き家等の種類</p> <p>空家等対策計画の対象とする空き家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」(法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。)とします。</p> <p>なお、市が所有又は管理する空家等についても、<del>除却後の跡地又は増改築等の後の建築物を地域活性化のために利用する場合は、</del>計画の対象とします。</p> <p>5～11 (略)</p>